悩んでいませんか?職場でのセクシュアルハラスメント

男女雇用機会均等法が解決のお手伝いをします

会社には相談し にくいなぁ



被害にあった時はどうすればいい?

セクシュアルハラスメントの被害にあった時は

はっきりと拒絶しましょう

不快と感じる性的な言動を受けたときは、はっきりと拒絶の意思を相手に示し、その行為がセクシュアルハラスメントだということを相手に伝えましょう。

我慢したり、無視したりすると事態を らに悪化させてしまうかもしれません。 セクシュアルハラスメントは会社全体の 問題です。問題を解決していくことが、 悩んでいる他の人を救うことにも繋がります。

まず会社の窓口にご相談ください

自分で解決しようとするのではなく、速やかに会社の相談窓口担当者や信頼できる上司に相談し、 会社としての対応を求めるようにしましょう。

取引先や顧客などからセクシュアルハラスメントを受けた場合も、自分の勤める会社に相談してください。労働組合がある場合は、労働組合に相談する方法もあります。

都道府県労働局「雇用均等室」にも相談窓口があります

会社で対応してもらえない場合や社外で相談したいときは、都道府県労働局「雇用均等室」にご相談ください。専門の相談員が相談に応じ問題解決のお手伝いをします。

あなたのプライバシーは守られます。匿名で相談することも可能です。相談はすべて無料です

都道府県労働局「雇用均等室」の連絡先 受付時間 8 時30 分~17 時15 分(土・日・祝日・年末年始を除く)

| 都道府県 | 電話番号 | 都道府県 | 電話番号 | 都道府県 | 電話番号 | 都道府県 | 電話番号 |
|------|--------------|---------------|--------------|------|--------------|------|--------------|
| 北海道 | 011-709-2715 | 東京 | 03-3512-1611 | 三重 | 059-226-2318 | 徳島 | 088-652-2718 |
| 青森 | 017-734-4211 | 神奈川 | 045-211-7380 | 滋賀 | 077-523-1190 | 香川 | 087-811-8924 |
| 岩手 | 019-604-3010 | 新 潟 | 025-234-5928 | 京 都 | 075-241-0504 | 愛媛 | 089-935-5222 |
| 宮城 | 022-299-8844 | 富山 | 076-432-2740 | 大 阪 | 06-6941-8940 | 高 知 | 088-885-6041 |
| 秋 田 | 018-862-6684 | 石川 | 076-265-4429 | 兵 庫 | 078-367-0820 | 福岡 | 092-411-4894 |
| 山形 | 023-624-8228 | 福井 | 0776-22-3947 | 奈 良 | 0742-32-0210 | 佐賀 | 0952-32-7218 |
| 福島 | 024-536-4609 | 山梨 | 055-225-2859 | 和歌山 | 073-488-1170 | 長崎 | 095-801-0050 |
| 茨 城 | 029-224-6288 | 長 野 | 026-227-0125 | 鳥取 | 0857-29-1709 | 熊本 | 096-352-3865 |
| 栃木 | 028-633-2795 | 岐 阜 | 058-263-1220 | 島根 | 0852-31-1161 | 大 分 | 097-532-4025 |
| 群馬 | 027-210-5009 | (平成23年1月移転予定) | 058-245-1550 | 岡山 | 086-224-7639 | 宮崎 | 0985-38-8827 |
| 埼玉 | 048-600-6210 | 静岡 | 054-252-5310 | 広島 | 082-221-9247 | 鹿児島 | 099-222-8446 |
| 千 葉 | 043-221-2307 | 愛知 | 052-219-5509 | ШП | 083-995-0390 | 沖縄 | 098-868-4380 |

職場における セクシュアルハラスメントとは

男女雇用機会均等法においては、

- 1 職場において、労働者の意に反する性的な言動が行われ、それを拒否したことで解雇、降格、減給などの不利益を受けること(対価型セクシュアルハラスメント)
- 2 性的な言動が行われることで職場の環境が不快なものとなったため、労働者の能力の発揮に大きな悪影響が 生じること(環境型セクシュアルハラスメント)

をいいます。

例えば・・・

普段働いている場所で・・・出張先で・・・取引先の 事務所で・・・顧客の自宅で… 取材先で・・・業務で 使用する車中で・・・アフターファイブの宴会 (実質 上業務の延長と考えられるもの)で・・・

セクハラの行為者となり得るのは

事業主・上司・同僚・顧客・ 派遣先の社員・取引先の社員など

性的な冗談やからかい、 食事やデートへの執拗な誘い、 身体への不必要な接触、 拒否 性的関係の強要 抵抗

解雇、降格、減給 などの不利益

> 不快な 就業環境

労働者とは

正社員、パートタイム労働者、契約社員など、 事業主が雇用するすべての労働者。 派遣労働者は派遣元でも派遣先でも労働者とな ります。

職場のセクシュアルハラスメント対策は 事業主の義務です

男女雇用機会均等法及びそれに基づく指針により、職場における男女双方に対するセクシュアルハラスメント対策として次の措置を講ずることが事業主に義務づけられています。

- 1 事業主の方針を明確化し、管理・監督者を含む 労働者に対してその方針を周知・啓発すること
- 2 相談、苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備すること
- 3 相談があった場合、事実関係を迅速かつ正確に確認し、適正に対処すること
- 4 相談者や行為者等のプライバシーを保護し、相談したことや事実関係の確認に協力したこと等を理由として不利益な取扱いを行ってはならない旨を定め、労働者に周知・啓発すること



都道府県労働局「雇用均等室」では

勞働局雇用均等室

男女雇用機会均等法

- 想談
- ①労働局長による援助(助言、指導、勧告)
- ②機会均等調停会議による調停
- ③法違反のある事業所に対する行政指導



- ○男性がセクシュアルハラスメントの被害者となる ケースもあります。「男性ならこれくらい我慢し なければ」「男性がセクシュアルハラスメントの 相談なんて」と思わずに相談してください。
- ○厚生労働省のホームページでは、メールによる ご質問も受け付けています。

https://www-secure.mhlw.go.jp/getmail/getmail.html

厚生労働省トップページ「国民の皆様の声募集」 →送信フォーム

例)都道府県労働局長による紛争解決援助

援助の申立

事業主からの 事情聴取



労働局長による援助



援助の結果

同僚のセクハラで神経症になってしまった!会社に相談しても、きちんと対応してくれません…。会社に慰謝料や納得のいく対応と再発防止の徹底を求めたい!

行為者とされる者から すぐに話を聞いたが、 セクハラの事実は確認 できなかった。 会社の対応としては適 切だったはずだ!

- ・第三者からも話を聞くなど、事実確認 を適切に行い、セクハラ行為が今後起 こらないようにすること。
- ・均等法に基づいたセクハラ防止策を講 じ、再発防止に努めること。
- ・慰謝料の支払いについて検討すること。

会社は以下を実施

- ・改めて事実確認
- ・行為者に対して
 - →懲戒委員会にかけ、出 勤停止処分
- ・申立者に対して
- →解決金の支払い
- ・再発防止策の徹底

~お困りでしたらすぐにご相談を~